

廃棄物処理施設整備基本構想 住民説明会

尾三衛生組合

目次

- ▶ 1.基本構想策定の背景及び目的
- ▶ 2.ごみ処理の現状
- ▶ 3.新ごみ処理施設の施設整備方針
- ▶ 4.施設規模と処理対象ごみ
- ▶ 5.建設予定地について
- ▶ 6.施設整備スケジュール
- ▶ 7.施設整備項目の内容

1.基本構想策定の背景及び目的

○尾三衛生組合 東郷美化センターの現状

東郷美化センター



ごみ焼却工場棟

処理対象：可燃ごみ
 施設規模：200t/日
 稼働開始：平成9(1997)年12月
 施設の延命化工事実施：
 平成27年度～令和元年度

稼働開始から26年が経過



リサイクルプラザ工場棟
 (粗大・不燃ごみ処理施設)

処理対象：粗大ごみ、金属
 施設規模：55t/日
 稼働開始：平成11(1999)年3月

稼働開始から25年が経過



ごみ焼却施設、粗大・不燃ごみ処理施設の老朽化
 ⇒ **主要な設備・機器の劣化や老朽化**

東郷美化センターの位置

1.基本構想策定の背景及び目的

令和3年
3月

『尾張東部・尾三地域広域化計画』（令和3年3月）
尾張東部・尾三地域でごみ焼却施設の集約化について検討した結果
⇒次の施設整備時は、尾張東部衛生組合（瀬戸市・尾張旭市・長久手市）と尾三衛生組合（日進市・みよし市・東郷町）が、それぞれ単独で新施設を建設する方針に決定

令和3年
11月

『愛知県ごみ処理広域化・集約化計画』
愛知県ごみ焼却処理広域化計画（第1次計画）（平成10年10月）⇒第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画（平成21年3月）⇒愛知県ごみ処理広域化・集約化計画（令和3年11月）
愛知県より 尾張東部・尾三地域でごみ焼却施設を集約化する方針が定められる

令和4年
3月

『施設整備検討業務報告書』（令和4年3月）
ごみ焼却施設、粗大・不燃ごみ処理施設について施設整備方針を検討した結果
⇒令和16年度の稼働を目指し、新しいごみ焼却施設と粗大・不燃ごみ処理施設を整備していく方針に決定（令和4年度）

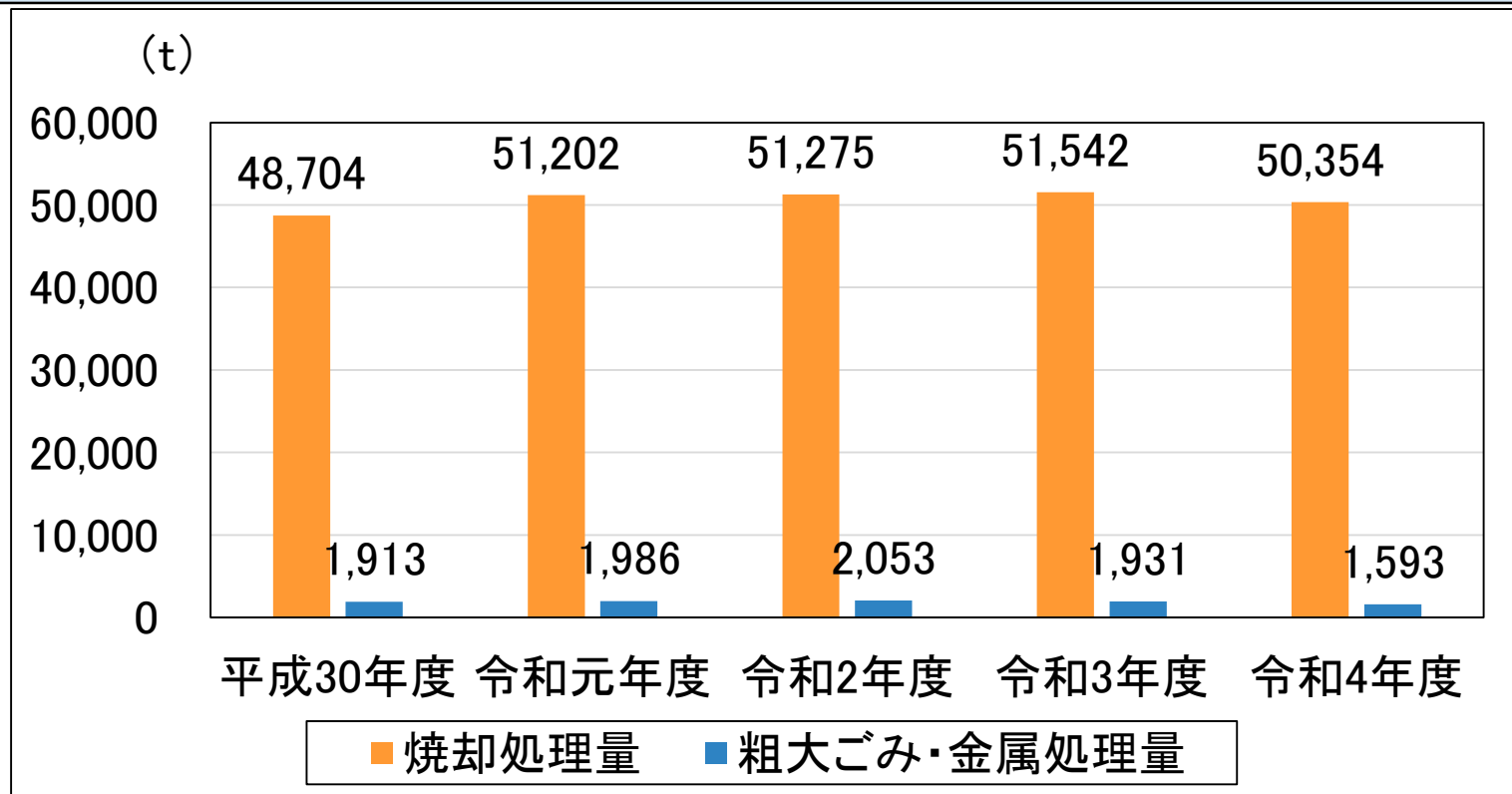


新ごみ処理施設の整備

令和16年度の新ごみ処理施設の稼働に向けて、今後、必要となる整備方針を定めることを目的に**廃棄物処理施設整備基本構想を策定（令和5年度）**

2.ごみ処理の現状

ごみ処理量の実績（ごみ焼却施設、粗大・不燃ごみ処理施設）



- 焼却処理量は、平成30年度から令和3年度にかけて増加傾向であったが、令和4年度に減少し、50,354tである。
- 粗大ごみ・金属処理量は、平成30年度から令和3年度にかけてほぼ横ばい傾向であったが令和4年度に減少し、1,593tである。

3.新ごみ処理施設の施設整備方針

施設整備方針

計画・設計、建設、運営に関する基本的な方向性を示す指針

○安全かつ安定的な処理が可能な施設

○環境に配慮した施設

○エネルギーの有効利用と資源循環に優れた施設
(発電設備を含む)

○環境啓発を行う施設

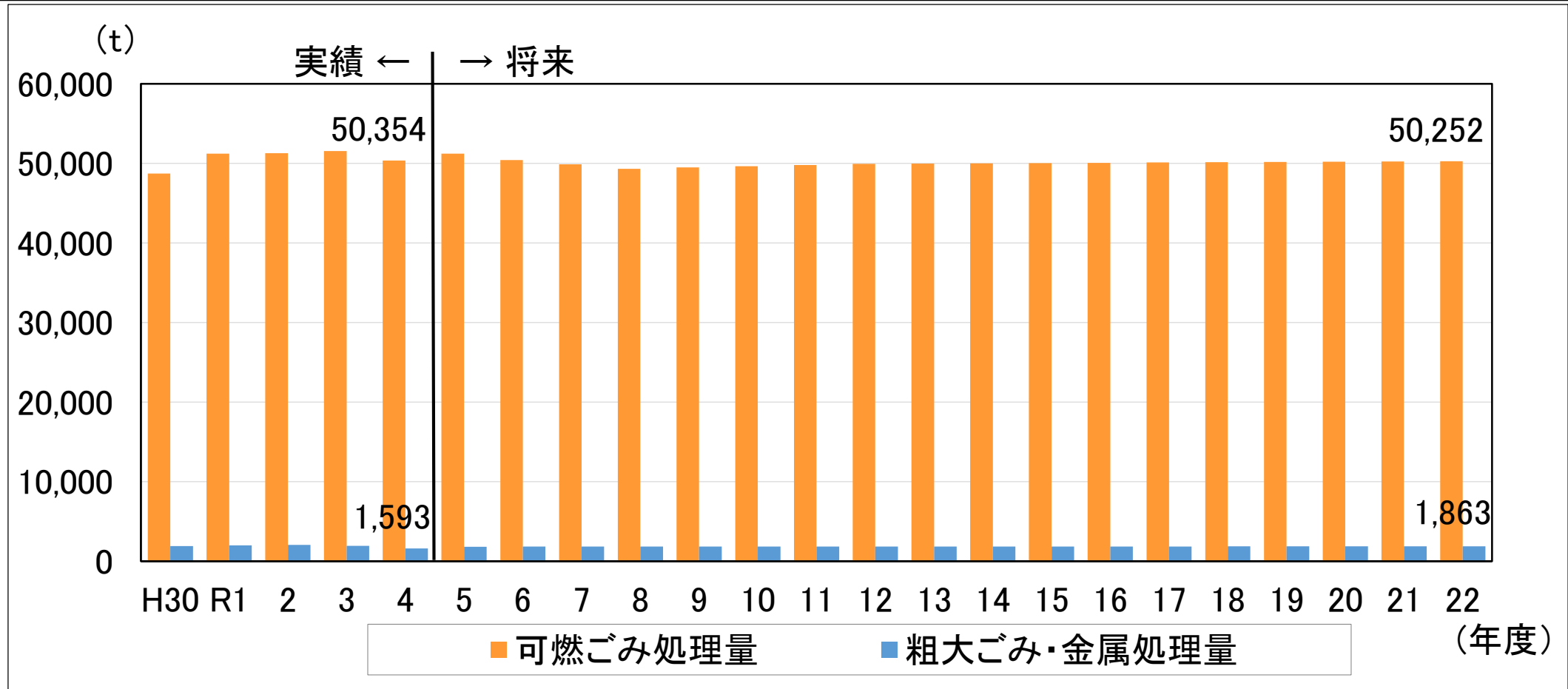
○経済性に配慮した施設

○災害に強く、災害廃棄物処理に対応できる施設

4.施設規模と処理対象ごみ（将来ごみ処理量）

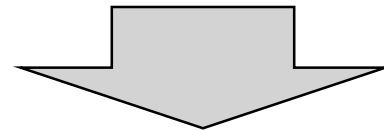
ごみ処理量の将来予測

尾三衛生組合のごみ処理基本計画（令和5年3月策定）の目標値、ごみ処理量の実績及び今後の人口変動の影響を加味し、将来のごみ処理量（可燃ごみ処理量及び粗大ごみ・金属処理量）を設定



4.施設規模と処理対象ごみ

ごみ処理量の将来予測



施設規模 (災害廃棄物処理に必要な処理規模を含む)

新可燃ごみ処理施設

- 施設規模
⇒208t/日
- 処理対象ごみ
⇒可燃ごみ

新粗大・不燃ごみ処理施設

- 施設規模
⇒10t/日
- 処理対象ごみ
⇒粗大ごみ、金属
(陶磁器・ガラス、
乾電池、蛍光管は除く)

※施設規模については、施設整備までに適宜見直しを行うため変更する可能性があります。

5.建設予定地について

建設予定地

既存施設周辺の組合敷地内
(用地の詳細は今後検討)

建設予定地の主な課題

- 平坦部が足りないため、**土地造成等が必要**
- 県指定史跡の**黒笹第七号窯跡**は、**移動・廃止が不可能**
- 建設工事車両による、既存施設での**ごみ処理の影響を回避するため**に**工事車両専用の仮設道路の整備**などが必要



既存の敷地平面配置図

6.施設整備スケジュール

項目	年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度	R15 年度	R16 年度	R17 年度
廃棄物処理施設整備基本構想		→												
循環型社会形成推進地域計画 (計画期間5年~7年)			→							→				
廃棄物処理施設整備基本計画 廃棄物処理施設整備基本設計				→	→									
PFI等導入可能性調査					→									
基礎調査				→										
環境影響評価				→	→	→	→	→						
事業者選定						→	→	→						
実施設計~施設建設工事 (造成工事を含む)								→	→	→	→	→	→	
新ごみ処理施設稼働													→	
既存施設解体													→	→

※スケジュールは変更する場合があります。

7.施設整備項目の内容

循環型社会形成推進
地域計画
(計画期間5年～7年)

「循環型社会形成推進地域計画」は、計画対象地域の廃棄物処理やリサイクルシステムの方向性を示すもので、循環型社会形成推進交付金の交付を受け、施設整備等を行うために必要な計画です。その計画期間は、5年から7年と定められていることから、令和6年度と令和13年度の2回に分けて実施を予定しています。

廃棄物処理施設整備
基本計画
廃棄物処理施設整備
基本設計

「廃棄物処理施設整備基本計画」、「廃棄物処理施設整備基本設計」は、施設整備の詳細を決定する一連の業務であることから、効率的に進めるため、一括発注を予定しています。また、計画策定にあたっては、策定委員会の設置を検討します。

PFI等導入可能性調査

「PFI等導入可能性調査」は、新ごみ処理施設整備・運営事業へのPFI等の導入の可能性を検討するもので、新ごみ処理施設の整備・運営方針を決定する上で必要な調査です。

7.施設整備項目の内容

基礎調査

「基礎調査」は、新ごみ処理施設の整備用地の状況確認を目的に、測量、地質、地下水質、土壌汚染等を調査し、「廃棄物処理施設整備基本計画」、「廃棄物処理施設整備基本設計」に反映します。

環境影響評価

「環境影響評価」は、新ごみ処理施設の整備が周辺地域に与える影響を予測・分析して、維持管理方法を含めた環境保全対策を検討・評価します。

事業者選定

「事業者選定」は、「廃棄物処理施設整備基本計画」、「廃棄物処理施設整備基本設計」、「PFI等導入可能性調査」により整理した、新ごみ処理施設の整備・運営方針に基づき、新ごみ処理施設の設計、建設、運営を行う事業者を決定します。